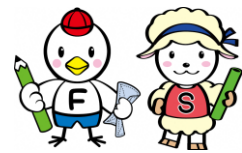


共生する地域づくり事業



人権課題の当事者を中心とした「人権問題に関する学習活動」を行うグループを募集します

福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者等が、課題解決のために行う学習活動や、地域における住民同士が、人権課題の解決をめざし、交流や相互理解を通して行う学習・啓発活動を支援し、助成を行います。

1. 事業内容

(1) 事業目的

福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者を中心として、地域における住民同士の交流や相互理解を図りながら、人権問題の解決に向けた学習や啓発活動を行う地域グループを支援し、人の多様性を認め合い、共生する地域づくりを推進することを目的としています。

(2) 対象グループ

募集の対象となるのは、次の①～⑤のすべてを満たすグループです。

- ① 「(1) 事業目的」に掲げる活動を行うことを目的としていること
- ② 原則として人権課題の当事者を中心とした10人以上の会員で構成されていること
- ③ グループの会員は市内に居住する者であり、かつ、グループの活動が主として市内で行われていること
- ④ 会則を備えていること(ホームページに掲載している会則例を参考に作成して構いません。)
- ⑤ 次のア～エのいずれにも該当しないこと
 - ア 営利を目的とするグループ
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするグループ
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするグループ
 - エ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするグループ

(3) 対象期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

(4) 対象事業

- ① 人権問題に関する学習会
 - ② 社会参画に向けた学習会
 - ③ 学習の成果の発信による啓発活動
 - ④ 福岡市及び福岡市が補助している団体などの補助制度の適用を受けていない事業
- ※ 活動は年間を通して行ってください。

2. 助成限度額及び助成対象経費

(1) 助成限度額

助成対象経費の5分の4以内で、23万円を限度とする額

※ 助成グループが多い場合は、助成額（上限23万円）が減額される場合があります。

(2) 助成対象経費

謝礼金，交通費，印刷消耗品費，茶菓代，通信費，保険料，借損料

3. 助成金交付申請

(1) 申請締切 **令和2年7月17日（金）必着**

(2) 申請方法

申請締切までに下記の必要書類を福岡市地域の教育力育成・支援協議会に提出してください。
申請受理後に内容確認のため、面接を行います。

申請にあたっては、「共生する地域づくり事業のてびき（令和2年度）」をよくお読みください。

(3) 必要書類

- ① 助成金交付申請書（様式【共】第1号）
- ② 事業計画書（様式【共】第2号 その1～その4）
- ③ グループの会則（会則の内容変更の有無に関わらず必ず提出してください。）
- ④ その他、福岡市地域の教育力育成・支援協議会が必要と指定する書類

※ てびき及び必要書類は希望される方には紙で送付します。また、電子データは福岡市教育委員会ホームページからダウンロードできます。

▼ ホームページ

- <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/jinkendowa/ed/O2.html> または
- 福岡市教育委員会トップページから
「生涯学習・人権教育」 → 「人権教育」 → 「共生する地域づくり事業」

4. 助成決定

福岡市地域の教育力育成・支援協議会で審査・選考します。

審査結果は9月上旬までに文書で通知します。

5. 事業報告

事業終了後、令和3年4月2日(金)までに事業実績報告書類を提出していただきます。

福岡市地域の教育力育成・支援協議会

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所行政棟11階 教育委員会人権・同和教育課内
TEL 711-4645 FAX 733-5538
E-mail:jinkendowa.BES@city.fukuoka.lg.jp